

2021年8月7日

医療生協さいたま組合員の皆様へ

## 【緊急】「緊急事態宣言」に伴う組合員活動の制限についてのお願い

医療生協さいたま 新型コロナウイルス対策本部

日頃の活動に敬意を表します。

2021年7月30日付けで、理事・監事および支部長の皆様には、「組合員活動の一部制限について」お知らせしたところです。しかし、その後も感染は急拡大の一途をたどり、埼玉県内においても医療体制の逼迫が進行しています。

これらの状況を踏まえ組合員の活動の制限を強化することを決定しましたので、以下の通りお知らせします。生協強化月間の準備に向け、支部運営委員会を始め様々な活動が予定されており大変とは思いますが、ご協力をお願いいたします。

■期間：2021年8月7日（土）～8月31日（火）

\*なお、緊急事態宣言の延期が発令された場合は組合員の活動制限期間も延期します。

■制限内容：

### （1）支部（地区）活動

- ①支部運営委員会・支部長会議・社保まちづくり委員会（委員長会議）・健康づくり委員会（委員長会議）・行政区会議・建設委員会・事業所利用委員会などの**定例会議の実施（参加）は、行いません。**
- ②自主的支部活動である、**健康ひろば・安心ルーム、支部・地区企画、訪問行動は、原則行いません。**
- ③子ども食堂など食事の提供は、フードドライブやフードパントリーなど可能な限り食材提供等に切り替えをお願いします。当日の運営は、**原則職員が対応することと**します。
- ④広報誌「けんこうと平和」・支部ニュースの仕分けや配布は**従来通り**とします。

### （2）事業所ボランティア活動

- ①**屋内外を問わず、原則中止**とします。

### （3）くらしサポーター

サポーターと利用者の合意のもと、これまで通り感染対策を徹底し屋内外での活動を進めます。ただし、**新規の通院同行と、他県に及ぶ通院同行は実施しません。**

\*利用者（同居家族も含む）と支援者の健康状態を確認してから、活動を開始し

てください。

\* 不織布マスクとフェイスシールドの着用、支援前後での手洗いまたは手指消毒を徹底してください。

\* 支援中の飲食やトイレ利用は、引き続き控えてください。

#### (4) 理事を構成員とする会議

① 理事会、常務理事会、組合員活動委員会、地域理事会議、地区運営会議、地域組合員活動委員会、地域ネットワーク運営会議は、引き続き感染対策に留意して行います。

#### ■活動上の留意点

① 不織布マスクの着用をお願いします。

- ・ ワクチン接種済みを理由にマスクを着用しない組合員さんが散見されています。ワクチン接種後でも新型コロナウイルスに感染する可能性はあり、他者に感染させる可能性も否定できません。ワクチン接種の有無にかかわらず、これまで通りの感染対策行うよう組合員に働きかけてください。
- ・ 一般的なマスクでは、不織布マスクが最も高い効果を持ち、次に布マスク、その次にウレタンマスクの順に効果があります。組合員活動は、布マスクから不織布マスクの着用をお願いします。

② 感染予防の基本を徹底してください。

- ・ 手洗い・不織布マスク着用などの感染予防策を徹底します。
- ・ 「3密」（密閉・密集・密接）を避けます。特に、30分に1回の換気を行ってください。

③ 本人が「発熱」や「風邪症状がある」場合、本人の家族が「体調不良（風邪症状など）」「濃厚接触者となった」「健康観察中」などの場合は、参加を控えてください。

問合せ先：けんこう文化部 健康まちづくり推進課

以 上